

にしのみやしファミリー・サポート・センター
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校園等の臨時休業等により、にしのみやしファミリー・サポート・センター事業を利用した場合において、利用料相当額を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、にしのみやしファミリー・サポート・センター事業実施要綱第6条に規定する依頼会員とする。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、令和2年4月1日から令和2年5月31日までの間において新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校園等の臨時休業等により、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料相当額とする。ただし、食事代や交通費などの実費については、補助金の対象外とする。

(補助金の上限額)

第4条 補助金の交付額は、子供1人につき1時間当たり800円を上限とし、かつ1日当たり6,400円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の定める期日までに、にしのみやしファミリー・サポート・センター新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 援助活動報告書
- (2) その他、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し、にしのみやしファミリー・

サポート・センター新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、申請者に対し理由を付して、にしのみやしファミリー・サポート・センター新型コロナウイルス感染症対策事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（交付の請求）

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、にしのみやしファミリー・サポート・センター新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第8条 市長は、申請内容に虚偽の記載があった場合、又は申請者がこの要綱の規定に違反したとき、若しくは不正な手段により補助金の交付を受けたと認められた場合、にしのみやしファミリー・サポート・センター新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金がすでに交付されているときは、にしのみやしファミリー・サポート・センター新型コロナウイルス感染症対策事業補助金返還命令書（第6号様式）により、速やかにその返還を命じなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。